

令和 年 月 日

市営木原墓地返還区画 貸出抽選申込書

宮崎市長 清山 知憲 殿

申込者(申請者) 住 所 _____

ふり がな
氏 名 _____

電話番号 () _____

私は、裏面の貸出抽選申込における遵守事項を守り、祭祀主宰者として市営木原墓地返還区画 貸出抽選の申込をいたします。

申込理由 _____

貸 出 区 画	
イ-104	ロ-065
ニ-012	A-029
B-002	

添 付 書 類
1 申込者の住所・氏名が確認できるもの (免許証・保険証等の写し) ※代理で申込を行う場合は、委任状と代理人の身分証明書も必要
2 その他、市長が必要と認める書類

受付日	予備抽選を引く順番	本抽選を引く順番	区画を選択する順番	決定区画
※	※	※	※	※

(※の欄は記入しないでください。)

- 抽選の際は、本書のコピーを必ずお持ちください。抽選会に申込者以外が代理で来られるときは、委任状が必要となります。
- 申込受付は、令和7年9月19日(金)午後4時30分までとなります。

貸出抽選申込をされる方へ

市営木原墓地返還区画 貸出抽選申込における「遵守事項」

- 1 申込者は、祭祀主宰者のみとなります。但し、既に木原墓地の使用者となっている方は申込できません。
 - 2 抽選は、**令和7年9月30日（火）午前10時00分**からとなりますので、**時間厳守**でお願いします。**（受付時間：午前9時30分から10時00分まで）**
受付時間に間に合わなかった場合には、抽選会に参加出来ません。
 - 3 抽選方法は、まず、表面に記入されている『予備抽選を引く順番』に予備抽選を行い、『本抽選を引く順番』を決定します。次に、『本抽選を引く順番』に本抽選を行います。この本抽選で引いた番号が、『区画を選択する順番』となり、その順番が1番の方から順に、区画を決定します。
 - 4 貸出区画が決定次第、終了となります。
 - 5 区画が決定した方は、**令和7年9月30日（火）から令和7年10月14日（火）まで**に清武総合支所2階地域市民福祉課地域係窓口にて墓地使用許可申請の手続きをしてください。
※期日までに手続きをされない場合は区画決定が取り消しになる場合があります。
 - 6 決定した区画を譲渡、転貸、売買等はできません。**（申込者以外での使用許可申請はできません。）**
 - 7 虚偽の申込や遵守事項等の違反があった場合は、決定した区画の取消しを行う場合があります。
 - 8 使用料につきましては、墓地使用許可申請の際に納付書をお渡ししますので、金融機関にて**2週間以内**に納付してください。
 - 9 納付後、領収書を持って、**1週間以内**に地域市民福祉課地域係に来庁下さい。領収書の確認後、使用許可証をお渡しします。
 - 10 **使用権を取得した日から3年以内に墓碑を建立する必要があります。**
 - 11 使用料は原則返還いたしません。
ただし、墓地を全く使用せずに返還する場合で、使用許可日から1年以内は8割、使用の許可を受けた日から1年を越え3年以内は5割還付します。
 - 12 この他、宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例、施行規則及び関係法令を遵守していただきます。
- ※ **木原墓地位置及び貸出区画図をお渡ししますので、貸出区画は、現状のままでの貸出しとなりますので、現地を十分にご確認のうえお申込みください。**
なお、抽選会当日は、申込書の写しをご持参ください。

【抽選会の日時及び会場】

日時：令和7年9月30日（火）午前10時00分から
（受付は、午前9時30分から午前10時00分まで）
会場：宮崎市清武総合支所 1階大会議室**（変更の場合あり）**

宮崎市清武総合支所
地域市民福祉課
(0985) 85-1147